

○議長（河野） 15 番、福家利智子さん。

○15 番（福家利） はい。議長。15 番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○15 番（福家利） はい。

○議長（河野） なお、福家さんは一問一答であります。1 問目の質問を許します。

○15 番（福家利） 通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。

1 つめ、「避難所運営について」。

避難所の運営で改善が急がれることに、乳幼児・小児・若年層の女性や妊婦、授乳期を含む女性の部屋の設置が挙げられてます。特に緊急の対応を要する場合がある新生児や妊婦・産後間もない女性は、衛生面や健康面で特別な配慮が必要です。加えて、そのような要配慮者は周りへの気兼ねや不安感でストレス度が高い状態にありながらも、支援が後回しになりがちですが、支援する側に女性の視点を加えていくことで、避難所に女性や乳幼児に必要なスペースや女性トイレの設置、粉ミルクや生理用品・基礎化粧品などの支援物資の配置などが進み、避難所での非日常が少しでも日常に近づくなどの改善がはかれると考えます。

これまでそうした対応は、日本における男性社会の視点からは改善がはかられてこなかった感じがあります。組織や社会など家庭の外では男性が働き、家事や育児・介護などの役割を女性が担うという性別役割分業の考えが根強く残っていた日本において、複数の事象が交差し同時進行する避難所運営では、女性は慣れないゆえに一步下がってしまいがちだと思いますが、器用でバランス感覚に優れ、物事を円滑に進めることができる女性も多いことから、避難所運営にも女性リーダーの登用が必要と考えます。

そこで避難所ニーズや専門ボランティアのコーディネートをはかり、母子・女性と子どもの相談や支援事業を通じて安心感を得られる様にすることは、該当者への精神的な安定や、良い影響につながると感じております。

一方、災害時に性被害に遭う女性も多くおられ、泣き寝入りをしている状況が続いています。年齢が高くなればなるほど、恥と感じて口に出しづらいとされています。相談窓口の設置は急がれ、相談しやすい雰囲気をつくるためにも、女性リーダーと女性ボランティアの双方に日常からの対応力が養われることが求められています。

またこれらの対応は、聴覚・視覚をはじめ様々な障がいを抱える方々や高齢者への対応にも通じます。避難時、常備薬さえ持ち出せなかったとの高齢者の声も多く聞きます。避難所生活に困っている人のニーズを引き出して専門家につなげたり、日常の施設運営時に改善をはかったりするには、女性を始め様々な方の声が反映される体制を構築し、取り組んでいただきたいと思います。

災害時の最優先課題は生命の安全を守ること、次いで、日常と大きく異なる避難所の生活や運営を、いかに日常に近づけられるかです。万が一災害が発生した場合でも、性別関係なく体育館や公民館で雑魚寝をし、女性や高齢者、障がいを抱える方も含めた避難者の人権が守られない避難所運営からは脱したいと、私は考えております。避難所の

最低限の国際的な基準を、綾川町の地域防災計画に盛り込んでいただき、女性の視点を取り入れた避難所の運営など、避難所の環境改善をどのように支援するのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、町長の見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 福家利智子議員ご質問にお答えをいたします。

本町では、21カ所の避難所を指定しております。災害発生時または、その恐れがある場合に優先避難所として8カ所の公民館と綾上支所の計9カ所を開設し対応しております。また、優先避難所において避難者数の増加や安全性に問題が出た場合には、学校など、その他の施設を拡充避難所として開設することとしております。

昨今の災害における避難所では、トイレなどの生活環境の問題やプライバシーの問題、女性の性被害などの問題が報告がされております。避難所の環境整備は防災の重要課題とされているところであります。

災害対策基本法においても地方公共団体において適切な対応がなされるよう規定をされております。

本町におきましても、綾川町地域防災計画の「避難計画」において、要配慮者等の災害弱者への対応や女性のプライバシーの確保、避難所内の巡回警備などの環境整備や安全性の確保に努めることとしており、避難所運営における各種環境の整備は、重要な課題であると認識しているところであります。

その対策として、今年度は、9カ所ある優先避難所において、避難所スタッフの約半数を女性職員とし、女性職員の避難所リーダーを配置するなど女性の視点に立った避難所運営が行えるような体制を構築をしております。

また、災害時、特に大規模災害時における避難所運営は、住民が相互に助け合う自治的な組織により、避難者が主体となって運営することが望まれていることから、町が行う地区防災訓練及び町職員による防災講話の中で、避難者が主体となる避難所の運営及び女性や災害弱者に配慮した避難所環境の整備における女性避難者の協力の重要性なども含め、町民の皆様に対し安全で女性の視点に立った避難所運営について、ご理解をいただけるよう地道に啓発を進めているところでもあります。

町といたしましても今後、国が示します「避難所運営ガイドライン」及び国際基準とも言えます国際赤十字が作成した、いわゆる「スフィア基準」、これを参考に、「災害時だから仕方がない。」「避難所だから仕方がない。」ということではなく、避難者が安心して、避難生活が送れる避難所運営についてハード・ソフト面の両面からより良い環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家さん。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）町長答弁ありがとうございます。

本当にですね、この避難所の運営っていうのは、もちろんその住民の相互によって運営するということなんです、避難者にとって最もストレスが大きいという1つがプライバシーの問題です。

避難所生活が長期化することによって、知らない人と一緒に生活する警戒心が高まっていくということもあって、他人の常識のずれがある、その原因となるトラブルの発展につながっていくということで、今回私この避難所の運営についての性被害の問題も挙げましたが、事前にこれまでの地震の教訓を持ちながらやっていくということは大事なことでございますが、この性被害っていうのは、なかなかこの表に出ないというのが現実であります。

本当に泣き寝入りをした方が多々あるという、東日本、さらには今能登半島で本当に来る長期化になっている避難者の生活っていうこともあって、女性の人たちが、そういう性被害に遭った場合に、相談窓口があるということの安心感や、さらには女性のスタッフ、女性の職員が半分ぐらい体制を作っているというふうに、町長の答弁もありましたが、事前にそういった女性の職員の皆さんも、こういった事例があるということを知っていただくことも大事なことであります。

十分、これからの防災訓練もあります。11月にあるというふうなことも聞いておりますが、そういった中で、しっかりとこの中身をね、広げていただきたいと思います。

そういう取り組みを、もう一度町長の方、見解、取り組みをどういうふうにしていくのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）はい、議長。

○議長（河野）宮前君。

○総務課長（宮前）福家利智子議員の再質問についてお答えをいたします。

再質問につきましては女性の目線に立った避難所運営において、スタッフであります、避難所における町の職員、女性スタッフなどにも、事例、またその内容についての認識を深めていただきたいというご質問かと思っております。

町といたしましては今年も先般の台風前にですね、避難所運営スタッフ、こちらのいわゆる研修的な内容のものも実施をしております。

その中で女性に配慮した避難所運営、これにつきましても研修内容として入れておりますので、随時機会をとらえまして、そういう形での事前周知、事前認識に努めてまいりたいというふうに思いますのでよろしく願いしたいと思います。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○15番（福家利） はい、議長、再々質問。

○議長（河野） 福家さん。

○15番（福家利） はい。

○15番（福家利） 何回か研修をやっているということをお聞きするんですが、実際ですね、いざ本当にその現場になれば、なかなかその研修通りはなかなかいかないというのがあって、いろんな形がある中で、本当に避難所運営について、どういった形になるかっていうのは、その住民の皆さんが集まって相互で運営をやっていくということは、もう重々わかっています。

だけど、女性と子どもたち、そして障害の皆さんが被害に遭うということが、今までの避難所の運営の中であったということなので、その部分は十分、相談窓口がどういうふうにするのか、その連携をどういうふうにしていくのかいうのを、十分、議論する余地があるかと思います。

その辺を、これからどういう取り組みをしていくのか、まずは例えば、夜間の安全の確認をするため、女性がトイレに行くのに明るさがなくて、暗いので、そのその巡回をしていくスタッフはどういうふうにしていくのかどうか、具体的な文言をね、入れながら取り組むということも大事なことであって、これからの取り組みをどういうふうにやっていくのか、ちょっと総務課長、よろしくお願いします。

○総務課長（宮前） 議長。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい、議長。

○総務課長（宮前） 福家利智子議員再々質問について、お答えをいたします。

ご質問の内容といたしましては、具体的な避難所運営の内容を文面化というところでもございますけれども、町といたしまして避難所運営、女性ならびに障害者、弱者の方への対応といたしましては、設備的なものにつきましても、個別の避難テントでありますとか、完全にプライバシーを守れるとか、そういうことも検討しております。

そういった中で先進地も当然ございます。当然能登でありますとか、その前の東日本大震災等の先進事例も参考にしながら、今回のご質問にあります、女性目線、また弱者に対する対応について、具体的な内容として検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただけたらと思います。以上答弁といたします。

○議長（河野） 福家さんの1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○15番（福家利） はい、議長。

○議長（河野） 福家さん。

○15番（福家利） はい。

○15番（福家利） 2つめの質問でございます。「学校教育現場における性教育について」質問させていただきます。

日本では、性についてタブー視をされる傾向があると感じております。そうした中で最近、旧ジャニーズ事務所や自衛隊等の性被害がマスコミ報道されたことで、何十年も前に受けた性被害をカミングアウトする勇気を得た方もおられると伺います。

私は、社会の空気感が徐々に変わりつつあるものの、まだまだ学校や地域・職場等の中で性被害を受けても声に出せず、警察や医療や行政等の専門機関ともつながれない状況があるのではないかと感じております。被害者の自己責任とされることなく、DV被害も含めて生涯教育を受ける中で早期の対策の糸口を得るためにも、特に学校教育現場において子どもの頃から性暴力被害防止について広く学ぶことはとても大事だと考えております。

2023 年 5 月に示された文部科学省の健康教育・食育行政担当者連絡協議会資料によると、性に関する指導は「心身の成長発達についての正しい理解」の項目で、知識を確実に身に付けることと指導の重要性が綴られています。また、家庭・地域連携の推進や、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導を密にして効果的に行うことが重要と記されています。また、学習指導要領では、教育課程の基本的な枠組みとして、「各学校は、大綱的な基準であるこの学習指導要領に従い、地域や学校の実態、子どもたちの心身の発達の段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成し、創意工夫を活かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有する」とあり、留意事項についても「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切」とされています。

例えば、専門家による講義等を取り入れ、小学校であれば低学年・中学年・高学年と段階ごとに保護者も交えて学ぶ体制をつくれなかと考えております。

綾川町教育委員会では、性暴力被害防止に向けた学校での性教育にどのように取り組んでいるのかをお伺いします。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○議長（河野）教育長。

○教育長（松井）福家利智子議員の「学校教育現場における性教育について」お答えいたします。

現在、各学校の取り組みとして、従来の道德教育や性教育に加えて「いのちの教育」として、学校保健計画に位置付け、プライベートゾーンを「見ない・見せない・さわらせない」ことを小学校低学年より、指導を進めています。また、香川県教育委員会が実施している小学校 4 年生、中学校 2 年生を対象とした「非行防止教室」では、性被害防止についての学習内容が含まれており、授業参観に位置付けている学校もあります。さらに、ICT 教育推進の中で、ネットでの性被害防止についての学習も計画、指導しております。

次に、教職員に対しては、各校で虐待事案等とともに研修の機会を設け、「性暴力防

止に関する知識を身に付け、早期発見ができるようになること、事案を発生させない環境整備や発生した後の迅速対応」などについて毎年研修を行っております。

また、相談体制については、セクシャルハラスメント等も含め、教職員間だけでなく、児童・生徒においても相談ができる体制をつくっています。しかし、議員ご指摘の通り、性被害については、「声に出せない」という問題が大きな課題としてあり、いかに迅速に警察や行政、「からだ」と「心のケア」のために医療機関や専門機関につないでいくための取り組みは大変重要であると考えています。

学校と町行政（教育委員会、子育て支援に関わる課）と警察間は、常に連携し、問題発生時には様々な情報を共有しております。学校には、まず窓口となる養護教諭をはじめ、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーが、また町教育委員会には主任指導主事、学校生活相談員が配置されています。

しかしながら、その窓口子ども、保護者が勇気をもって相談しなければ、問題解決に進みません。今後とも、様々な窓口「相談できる」という気持ちを持ってもらい、子ども達だけでなく、保護者にも理解いただくため、安心して相談できる体制があることを周知していきたいと思っております。

差別のない多様性を認める社会において、性教育は重要であり、成長段階に応じた教育が必要であります。そのために、学校と保護者が「正しい性教育」を学び、共通理解のため、専門家による講演など、様々な機会をとらえて研修の推進を図ってまいります。以上、福家議員の「学校教育現場における性教育について」の答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○15番（福家利） はい、議長、再質問。

○議長（河野） はい、福家さん。

○15番（福家利） はい。

○15番（福家利） はい。今教育長の方から答弁をいただきました。

命の安全教育ということも、研修をしながら、学校でやっているということなんです。が、実際本当に被害を打ち明けられないという先ほども言いましたが、子どもたちが「何をされたのかよくわからない」とか、「話したら叱られる」とか「誰に何をどう伝えればいいのか」「被害に遭ったことを話すことが恥ずかしい」とか、いろんな打ち上げられない理由が、子どもたちも持っているようでございます。

そういった中で、性暴力の被害に遭ったことは、そのことを親や学校や、身近な大人に知られることを恐れるという、誰にも相談できずその被害が長く続けられてしまうという場合もあるということも聞いております。

そういった中、啓発のパンフレットであったり、その中では、早くワンストップの、＃の8891というふうな電話もあります。

そういった取り組みを十分、これからもやっていただきたいと思います。これらの取り組み、もう一度見解を、お願いをいたします。

○教育長（松井） 議長。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい。

○教育長（松井） 福家議員ご指摘の通り打ち明けるとか、そういったことについては、大変悩むところであり、しかしながらそのままですね、しておくことは許されないということでありまして、教職員に対しても、そういうふうな気持ちをぜひ知ってもらうために、この前講演ございましたように、当事者の方からお話を聞くとか、そういったことで、非常にせっぱ詰まった気持ちというのをそれぞれが持っていただくこと、そしてそれを子どもたちに早い段階から指導していて、怖くないんだよとかいうなことをですね、本当に日々の生活の中から、指導していく、そういったことが大事だと思いますので、教育委員会としても、学校教育に対して、指導していきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○15番（福家利） はい、ありません。

○議長（河野） はい。

○15番（福家利） はい、ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で福家さんの一般質問を終わります。